

京都市告示第 6 3 1 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平 2 7 年 3 月 2 7 日

京都市長 門 川 大 作

京 都 市 公 金 収 納 受 託 者	公益財団法人京都市森林文化協会
委 託 を す る 徴 収 事 務 の 内 容	京都市森林文化交流センターの使用料の徴収事務
委 託 す る 期 間	平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)